

## 都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定 実施細目

### (趣 旨)

第1条 この細目は、都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定(以下「協定」という。)第9条に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

### (要請手続)

第2条 協定第2条の要請(以下「要請」という。)は、東京都教育委員会(以下「甲」という。)の所管する東京都学校経営支援センター(以下「支援センター」という。)から社団法人東京電業協会及び社団法人東京都電設協会(以下「乙」という。)が乙と乙の会員(以下「会員」という。)との連絡を統括する者として地区ごとに定める者(以下「地区連絡責任者」という。)に対して行う。

### (業務の実施)

第3条 甲は協定締結後すみやかに各支援センターごとに所管する都立学校を乙に対して明らかにし、乙はこれに基づき、震災時に各会員の担当する都立学校を決定するとともに、地区連絡責任者を決定して、甲に報告する。

2 地区連絡責任者は、支援センターから要請を受けた時は、要請にかかる都立学校を担当する会員に連絡を行い、その出勤を促す。

3 前項の連絡を受けた会員は出勤にあたり、要請にかかる都立学校に連絡を行う。

4 協定第5条第2項の施設管理者及び同条第3項の報告先は各支援センターとする。

### (費用の精算)

第4条 甲は、協定第3条の業務に要する費用については、会員の請求に基づき、東京都契約事務規則に規定された手続により支払う。

### 附 則

この実施細目は、平成21年4月1日から実施する。